

亀岡市告示第222号

平成25年11月8日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例制定の請求について、同条第3項の規定に基づき、平成25年12月市議会定例会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月16日

亀岡市長 栗山 正隆

- 1 提出議案
亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供
についての住民投票に関する条例の制定について
- 2 議決年月日
平成25年12月13日
- 3 審議の結果
否決